

「夫婦会員等の会費の減額制度」

(夫婦会員等の優遇制度)

～ ご案内 ～

センターでは、平成 28 年 3 月に策定した第 3 次中・長期計画の検証で、会員増の取り組みについて計画達成が厳しい状況が判明しました。

平成 28 年度委員会活動において協議、検討し、平成 29 年 3 月に開催した理事会で決定した事業計画で会員増の取り組みを推進するために「夫婦会員等の優遇制度」を実施することを決定いたしました。

概要は、下記のとおりです。

会員の皆様のご協力をお願いいたします。

記

「夫婦会員等の優遇制度」

同一世帯で生計を共にする夫婦、親子、兄弟、姉妹等を対象に複数の方が会員登録をされた場合に 2 人目以降の会員の年会費を半額にいたします。

複数会員登録されている期間に限ります。

(申請書の提出が必要です。)

※ 詳細につきましては、センター事務局までお問い合わせください。

(お問合せ先)

公益社団法人 加古川市シルバー人材センター事務局

電話 079-421-1207

FAX 079-421-4141